

吉浜まちづくり協議会

第17回 通常総会

子どもたちには未来を！ 高齢者にはいきがいを！ 家庭には笑顔を！ 地域には絆を！



令和6年4月30日（火）

吉浜ふれあいプラザ2階会議室

吉浜まちづくり協議会

<https://www.yoshimachi.net/>

次 第

第1号議案 令和5年度 事業報告（案）

1-1～13

第2号議案 令和5年度収支決算報告および繰越金処分（案）

2-1～ 3

第3号議案 令和 6年度 役員（案）

3-1～ 3

第4号議案 令和6年度 事業計画（案）

4-1～15

第5号議案 令和6年度 収支予算計画（案）

5-1～ 2

第6号議案 吉浜まちづくり協議会規約改訂（案）

6-1～14

付 表 吉浜まちづくり協議会資産目録

付 表 吉浜まちづくり協議会 参加・協力団体及び法人

（１）子どもの健全育成に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
1-1	あいさつ・声かけ活動事業	毎月5日 15日 25日 7：30～ 8：00 （交差点ごとに時間設定）	吉小校区内の8交差点 ・八幡社北側 ・八幡町4丁目 ・屋敷町 ・吉浜公民館西 ・吉浜小東 ・芳川町 ・幼稚園南入口 ・吉浜保育園東	校区内の8ヶ所の交差点に立ち、登校する吉浜小児童、高浜中学生の交差点横断中の交通安全を見守り実施 4月～9月 7回 68人 10月～3月 11回 116人 （6年度も継続実施、協力者に関して、募集方法を精査して協力依頼）
1-2	子ども110番宅訪問及び吉浜小学校通学路確認事業	入学説明会 資料配布	学区内、8の通学路	各家庭で通学中の危険個所の確認依頼
1-3	子ども110番の旗設置事業	年間	町内会申請設置承諾の家	町内会申請箇所への110番旗設置（6年度は防犯Gへ活動移行）
1-4	七夕会事業	7/4	各幼保園	各幼保園への笹竹の提供（6年度は夏イベントGが取組）
1-5	夏休み子ども講座事業	7/29 7/30	ふれあいプラザ	・食品サンプル 15人 ・タイルコースター 5人 ・シャインアート 6人 ・手芸 6人
1-6	地域の事を知ろう事業	年間	小学校配信する	公民館後継夏まつりの案内
1-7	みんなで子どもの事を考える事業	月度定例会	ふれあいプラザ	子どもに関する活動の企画打合せ 児童会役員との打合を基に取組
1-8 新規	子どもやってみたいと思うことを考える事業	8/21 2/26	吉浜小学校	小学校児童会役員と子どもがやってみたいこと、あったらいいなと思うことの打合実施。 ●主な意見 ・あったらいいと思うもの 室内公園、秘密基地など ・あったらいい行事 市の運動会、謎解きなど

（2）高齢者のいきがい創出に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
2-1 (1)	深め合い事業 ウォーキング 足腰を鍛え健康づくり 年度末にウォーキング 大会開催	第2・4 土曜 3/30	吉浜小学校区 小池・人形コ ース／神明・ 海岸コース 吉浜一周 (60分コース)	毎回40分程度で、吉浜地区内4 コースを歩く 24回 延232人参加 ウォーキング大会 11人参加
2-1 (2)	深め合い事業 井戸端会議 高齢者に外出の機会を 提供し健康づくりを図 る	第3水曜 第2・4 月曜 毎週木曜	ふれあいプラザ 吉浜公民館 小池グラウン ド	折り紙 11回 延70人参加 カラオケ 24回延145人参加 (カラオケ大会 3人) グラウンドゴルフ(8月は中止) 40回 延600人参加
2-1 (3)	深め合い事業 グラウンドゴルフ大 会	11/23	小池グラウン ド	クラブ大会 申し込み 30人 当日参加者 28人
2-2	お互いじゃんネット 事業	年間	吉浜小学校区	高齢者の日中独居者の見守 6人 高齢者全体の困り事、相談活動を行 い、出来る範囲で対応 7件
2-3	整体健康講座	第1~4 金曜	ふれあいプラ ザ	固くなった筋肉をほぐしながら歪 みをただし、健康な体にもどす 44回 延150人参加
2-4 移譲	認知症サポーター養 成講座開催 一般(団体・グループ) 出張講座の実施 小学校児童への認知症 教育を実施し、地域に根 付くサポーターを養成	年間	吉浜小学校区 小学校体育館	行政・キャラバンメイトと協力し 小学校3年児童及び他のグループ 団体にも紙芝居などで、分かりや すい認知症出前講座を実施 喫茶コケッコー、菊まつり、シ ャキーンと美姿勢 3回延45人 吉浜小学校3年生 111人
2-5 移譲	深め合い事業 健康体操	毎週水曜	ふれあいプラ ザ	ストレッチを主体にした体操 48回 延1450人
2-6 移譲	自然塾事業 ふくし農園事業 園児との交流	年間	ふくし農園 吉浜保育園	6月末日にて閉園 ジャガイモ、玉ねぎの収穫 延87人 7月より食育事業に合流

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
2-7 移譲	スマホ教室 今さら聞けない高齢者	第2水曜	ふれあいプラザ	中止 基本中の基本の習得はOK (操作・メール・電話・写真) 応用編：携帯会社の違い、機種の違い等があってむづかしい

(3) 伝統文化発展に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
3-1	菊一本でまちづくり事業 菊一本でまちづくり	4～12月 5/15 6/9 6/22、 23 6/26 6/27 7/3 7/4 7/中～ 10/下 11/ 1～3 13、14	小池農園畑 小池温室 小池温室 各幼保園 吉浜小学校 吉浜小学校 小池農園 高浜中学校 小池農園畑 菊ガーデン 菊展示会場 菊展示会場	菊畑耕運整備（適時5～6回/年） 他施肥、除草、水やり、畝づくり等 菊芽挿し（小菊2200本） 購入菊（大・中・小菊1490本） 以降7月中旬まで水やり 4幼保園で菊苗のプランター植え（中、小菊180本） 5・6年生園芸部員26人と大・中菊苗85本の鉢植えをする 4年全生徒と小菊500本定植 体育館にて座学講座 里親菊の鉢植え（7/15引渡） 正門歩道沿花壇に環境、園芸部員（約30人）で中菊290本植える 希望生徒に菊苗（約40本）提供 菊の育成管理（施肥、水やり、芽欠き支柱立、草取等）3回/月程度 会場づくり、幼保園・吉小菊鉢搬入、里親・愛好家の菊受入 展示会場片付

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
3-2	菊一本でまちづくり事業 こども菊人形	6/14	菊ガーデン	菊畑耕運整備、畝づくり、除草シート整備、給水配管(新規菊畑)
		6/27	菊ガーデン	菊人形用小菊苗植え(500本
		9/1~	こども菊人形	「となりのトトロ」(4年生)、「スー
		10/21	工房	パーマリオ」(幼保園)からのテーマで、人形制作活動、舞台づくり
		10/30~31	四幼保園	各幼保園に人形一体つつ持込み、菊玉付けして人形完成
		10/31	吉浜小学校	4年生クラス毎に人形(4体)に菊玉付けし菊人形完成
		11/2	こども人形工房八百春会場	菊まつりに「となりのトトロ」展示
				菊まつりに「スーパーマリオ」展示
3-3	菊一本でまちづくり事業 菊アートづくり	11/4~ 11/12	展示会場	1600×1600のキャンパス(5基)に菊の切り花等で絵模様を実現する 初回の本年度は高校生、吉小、市民、福よせなどが参加し好評 今後に繋がる事業にしたい
3-4	人形文化継承事業 本格菊人形	9/1~15	こども人形工房	人形胴がらづくり
		11/1~3 4~12 13	一番館	菊付け作業(根つき菊) 本格菊人形展示(静御前) 展示場片付
3-5	人形文化継承事業 こども細工人形	11/15	吉浜小学校	4年生を対象に細工人形制作の目的を説明、生徒募集書提出
		11/27	こども人形工房	受入準備作業(備品、材料等準備)
		12/1~3 10・11		子ども菊人形で使用した胴がらを使用し、同テーマでクラス毎に細工人形に作り変え再生 4年生10人参加 (細工人形保存会の指導のもと、体験学習・課外学習として開催)
		12/13	吉浜小学校	吉浜小学校玄関に人形4体を1年間の予定で展示

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
3-6	人形文化の記録及び啓発	年間	こども人形工房	年間活動の記録を残すことで、文化的継承の一助としての継続を計る (メンバーの経験値、作業状況を撮り、記録に努める)

(4) 防犯対策に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
4-1 (1)	みんなで吉浜をマモルンジャー事業 防犯教室 交通教室 防犯啓発	4月 6/5 8/9 9/6 9/20 ～30 10/4 10/11 ～22 11/22 12/7 12/14 12/21 1/24 2/8 2月	ふれあいプラザ Tポート 吉浜幼稚園 アオキスーパー 吉浜小 東文化小劇場 ヤマナカ Vドラッグ 吉浜小学校 ヤマナカ 吉浜小学校 吉浜小学校 ヤマナカ 八幡町交差点 いきいき広場 アオキスーパー	防犯ポスター展示 防犯ポスター展示 園児交通安全教室 こっこキッズと碧南警察署員 ビラ配布 侵入盗被害防止セミナー参加 秋の交通安全市民運動参加 防犯講話 秋の交通安全市民運動参加 小学校5年生に総合学習支援 愛知県警のぞみの防犯啓発寸劇 秋の安全なまちづくり県民運動 交通安全市民運動 自転車盗防止 5年生 防犯ビラ配布 防犯ポスター作成
4-1 (2)	みんなで吉浜をマモルンジャー 小学校・幼稚園・ 保育園パトロール	月1回	吉浜小学校 吉浜幼稚園 吉浜保育園 吉浜北部保育園 さんさん保育園	吉浜小学校区内の幼保園・小学校 の構内及び周辺をパトロール 参加者 35人

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
4-1 (3)	みんなで吉浜をマモルンジャー イベント開催時警戒	5/6 8/13 11/4 2/24 3/2	人形小路沿線	花まつり 参加者 8人 夏まつり(盆踊り) 参加者 8人 菊まつりパレード警備 8人 雛めぐりパレード警備 10人
4-1 (4)	みんなで吉浜をマモルンジャー 青パト乗車体験会	7/25 26 27	吉浜公民館から 約15分間区域	親子6組 こっこキッズ 10人
4-1 (5)	みんなで吉浜をマモルンジャー 赤色回転灯設置	年間	吉浜小学校区内	各町内会で順番に設置点灯 新規2台
4-1 (6)	みんなで吉浜をマモルンジャー 子ども110番旗設置	年間	吉浜小学校区内	4月設置依頼(子どもG)
4-1 (7)	みんなで吉浜をマモルンジャー 通学児童の見守 通学路確認	4月	吉浜小学校区内	新入生の通学路安全確認
4-2 (1)	こっこパトロール事業 住護の日 徒歩パトロール 住宅を守るパトロー ル	毎月 15日 10日	吉浜小学校区内	ゴミを拾いながら環境美化を兼ね て地域をパトロール 70人 侵入盗を防止、特殊詐欺防止 戸別訪問とビラを周辺各戸に投 入 74人
4-2 (2)	こっこパトロール事業 青パト講習会	6/15 6/22 6/27	たかぴあ いきいき広場	青パト講習の新規者 警察官の講習を受講 (高浜市主催)
4-2 (3) 移譲	こっこパトロール事業 青パトによる パトロール	各団体で 随時 深夜 1日/月	吉浜小学校区内	今年度から主体を町内会等で実施 延130回 PTA役員・子ども 8回 深夜パトロール(防犯G) 33人

（５）防災対策に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
5-1	無線機取扱と 交信訓練	6/4	ふれあいプラ ザ	25名参加、アンケートから殆ど 何とか理解できたとの回答 交信事例で防災訓練時の安否確認 シート集計表を取り入れ(但し、非 常時に集計・報告が实际的に可能 かという意見もあり) 町内会本部と各拠点及びまち協対 策本部との更新状況は良好
5-2	避難所開設訓練	9/3	吉浜公民館及 び周辺	小学校の大規模改修に伴い吉浜公 民館で実施、町内会(25人)関係者 (20人)で最小限度の開設訓練実施 避難者受付・テント組立・ベッド 組立
5-3	災害応急井戸の 整備、維持管理	10月 11月	呉竹町	呉竹町（6井戸程度）が対象 追加調査又は再検査を実施
5-4	防災食講習会	10/28	交流施設 たかびあ	災害時の食料の考え方、非常食作 成の実演 町内会等から34人 講師の説明も上手く好評
5-5	地域版防災マニユア ルの作成	9月 3月	防災訓練 総会	防災マニュアル増刷(八幡・屋敷・呉 竹・芳川)、各町内会にて防災訓練 前や総会時に説明 八幡新田町・芳川町にて説明支援
5-6	吉浜小学校の総合学 習への協力	1/24	通学路	雪混じりの中、以下の内容を説明 しながら下校引率 ①崩れそうな危険箇所②防災施設 ③地盤の緩い地形④電柱海拔表示 ⑤防災倉庫(中身)⑥避難場所⑦子 ども110番の家⑧災害時無料自 販機⑨公衆電話の場所⑩災害用応 急井戸の家⑪非難に適した場所等
5-7	防災備蓄倉庫、避難 所備品倉庫の管理	8/1 2/10	吉小体育館 南・西	災害備蓄倉庫の備品類の確認 安心安全STの防災備品確認 発電機のパイプ詰まりを修理

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
5-8 移譲	総合防災訓練	9/3	各町内会会場 ふれあいプラ ザ 吉浜公民館	町内会の防災訓練に合わせ、情報 伝達訓練を実施(簡易無線機) 市防災対策本部との伝達訓練を実 施(MCA 無線機) 共に良好

(6) 環境保全推進に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
6-1	道路清掃事業	7/23 2/4	吉浜堤防道路 県道碧南高浜 環状線 県道名古屋碧 南線 県道碧南高浜 環状線	碧南高浜環状線の吉浜学区地区と 吉浜堤防道路の海岸平坦部等の清 掃を実施 参加者345人 (地元企業14社含む) ゴミ 710キロ 回収 碧南高浜環状線及び学区内生活道 路の草取清掃を実施 参加者379人 (地元企業15社含む) ゴミ 380キロ 回収 *子ども参加期待したが、目に見 えた成果はなかった

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
6-2	公園、道路の美化事業	年間 6/11 11/26	吉浜小学校区 内各公園 人形小路沿い 通学路沿い 県道碧南高浜 環状線	花壇の里親制度により地域の方に 花の維持管理を依頼 里親花壇47ヶ所、31人・団体 ＊高齢化が進み退任される方が目 立ち管理に苦慮 碧南高浜環状線の吉浜地区歩道の 植込部分の花壇約1キロの環境美 化 日日草、シニア等を定植 800本 参加者 9人 パンジー、ビオラ等定植 800本 原則1回/月以上、水撒き等の作 業実施 24回 延120人 ＊酷暑の影響を受け、管理苦慮
6-3	自然との共生事業	12/3	吉浜堤防道路	野鳥観察会(インストラクタ4人) 参加者 77人 野鳥観察 33種の野鳥 観察路のゴミ拾い
6-4	キザえもん事業	年間 10月～ 5/6 10月 11月 3/3	まち協事業会 場・町内会事 業会場等 ふれあいプラ ザ 八幡・神明社 人形小路沿い ふれあいプラ ザ	人形小路4番館にパネル常設展示 クリーン作戦・鳥観察会等でPR 県道作業日にのぼり掲示 顔はめパネル作成、活用 トークイベント(花まつり)20人 キザえもんパネルPR(秋祭り) キザえもんお披露目(菊まつり) 紙芝居(ひなまつり) 53人

（7）広報事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
7-1	広報事業よしまちネット発行事業	年間	吉浜小学校区 内他 各行事開催箇所	よしまちネット発行 第55号、第56号、第57号 掲示板管理・地元密着形情報集め 防災マップ再度作成 吉浜小学校150年特集号を発行 たかはま広報と同時に配布、及び 小学校在校生・教職員にも配布 Instagram等で情報発信
7-2	インターネット管理 事業	年間	ふれあいプラ ザ 関連場所	よしまちネットのホームページの 更新管理 ブログの運営 書き込み 18件 フェイスブック情報発信 285件
7-3	パネル展示事業	年間	吉浜小学校区 他行事開催場 所	吉浜小学校から見つかった古い写 真をプラザに展示 福よせ雛開場に展示
7-4	映像関連事業	年間	高浜市内外	吉浜まち協が取り組んでいる活動を 動画として記録し、理事会・各グ ループ会合・総会等で紹介 リモート会議にも対応
7-5	アーカイブス事業 歴史的資料の展開と保 管 吉浜・高浜・高取に関 する写真・資料とこぼ れ話等を多くの人に伝 えたい	年間	高浜市内外	コロナも少し下火となり、南部デ イ・春日町いきいきクラブ・ふあ んふあんランド・葭池デイからの 依頼で広報活動報告会を12回開 催（260人に報告） 吉浜小学校から見つかった写真・ ネガ（約7000枚）の保存及び 追跡調査 市の画像データバンクの役割 公民館文化祭表彰旗（67年の歴 史）を調査 昭和一桁の人から情報調査
7-6	伝統文化広報事業	年間	市内外	人形文化に関する情報発信 貴重な資料の保存・管理

(8) 食育事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
8-1	園児に各種シーズン野菜の植付と収穫作業の指導・サポート 農園の野菜を通してふれあい、食育活動を推進する 給食・行事への野菜提供を行い、食育をみんなで体験する	年間	北部保育園・なかよし農園他	玉ねぎ・ジャガイモ・さつまいも・人参・大根他、夏冬野菜などの植付・収穫を予定通り実施 植付・収穫時に合わせ、園児及び関係者と農園活動を実施、特に、園児と共に収穫作業、給食野菜の提供等を実施し食育を体験 幼稚園児参加人数 延480人 保育園児参加人数 延420人 畑の活動は、毎週火曜日に実施 自然塾事業と合流(7月～) 併せて、吉浜保育園も参加(10月～)
8-2	園児及び家族に代表野菜の苗植・収穫の指導とサポートを通じて、ふれあいと食育活動の推進	年間	北部保育園・なかよし農園他	玉ねぎ・ジャガイモ・さつまいも等の代表野菜の時期に合わせて、園児送り迎えのタイミングを利用し、家族と共に農園訪問を実施、家族と食育を進めた さつまいも(10月) 10家族 切干大根(1月)触ってみて体験 園児 約30人 家族お迎え時 6家族
8-3	保育園・幼稚園行事への参加で、園児・家族とのふれあいを進める	年間 8/8 3/4 3/21	北部保育園 吉浜幼稚園 北部保育園	北部保育園にて、市長を迎えて野菜贈呈を実施、併せて園児とふれあい、食育活動を実施 約1時間 園児 32人 お礼の会への参加 吉浜幼稚園 園児 40人 北部保育園 30人
8-4	この地域の代表野菜の育成知識の習得	5月 9月 (種まき時期)	碧南・安城	碧南種苗店への訪問及び聞込により、野菜育成について、特に今年度の酷暑に対応する野菜管理要領について、習得できたと思われる

（９）幼児教育と各種講座に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	事業内容
9-1	講座開設事業	年間	ふれあいプラザ	コロナが下火になる一方、インフルエンザの影響を受けながらの開催を強いられる とはいえ、コロナの影響が薄れる中、受講者も徐々に回復基調を示し、出席率は上がっている ・さわやか歌広場 23回 延1509人 ・はつらつチューブ体操 48回 延342人 ・シャキーンと美姿勢 117回 延1755人 ・生け花講座 19回 延228人 ・手芸講座 8回 延72人 ・子ども手芸講座 6回 延48人 ・切手アート講座 9回 延72人 ・淑女麻雀教室 23回 延209人 ・囲碁講座 58回 延116人 ・ゆるゆるトーク 4回 延20人
9-2	幼児教育	年間 1／9	ふれあいプラザ	入園前の幼児を親と一緒に、遊びや集団行動の中で楽しみながら知識を身につける様実施 13回 延240人 チャレンジコースの子供たちが、自分たちで作った小物の収益金を寄付金として高浜市長に届ける

（10）公民館活動後継に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
10-1	スポーツふれあい事業	8/27	流作グラウンド	区内5町内住民によるソフトボール大会実施。5町内会6チームを3チームごとでの総当たり予選と予選勝者で決勝戦実施 優勝：八幡・新田Bチーム
10-2	夏まつり事業	8/13	丸畑公園	屋敷・呉竹町内会まつりと連携をとり、子ども・地域住民の交流の促進をはかる夏まつりを実施。 ・キッズダンス・盆踊り ・じゃんけん大会 など 参加人数 750名

（11）多文化共生事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
11-1	ごみ出し等生活ルールの説明	5月～9月	きずな会館	①分別ステーションに他国5言語表示による看板設置 ②八幡町の県営吉浜住宅における言語別居住状況の調査を実施 ブラジル国籍：25世帯 ベトナム国籍：35世帯 以下により実施出来ず ①多言語対応の教材及び講師の選任で苦慮 ②県営吉浜住宅世帯に対し、事業の理解と参加協力が得られない ③県営吉浜住宅自治会による分別ステーションの自主管理の申し出があった

第2号議案 令和5年度 収支決算報告および繰越金処分(案)

収入の部	(A)R5実績額	(B)R5予算額	(B-A)予算差	備考
事業収入	16,309,862	16,309,862	0	
予算枠事業	8,078,000	8,078,000	0	
移譲事業	2,858,000	2,858,000	0	
委託事業	5,373,862	5,373,862	0	
雑収入	250,188	21,000	-229,188	含む、ふるさと応援 交付金:5,000
受取利息	76	1,000	924	
その他	250,112	20,000	-230,112	
小計	16,560,050	16,330,862	-229,188	
前期繰越金	1,901,594	1,901,594	0	
合計	18,461,644	18,232,456	-229,188	

支出の部	(A)R5実績額	(B)R5予算額	(B-A)予算差	備考
子どもグループ	201,108	287,000	85,892	
高齢者グループ	259,101	479,000	219,899	移譲:151,059
伝統文化グループ	2,274,876	2,275,000	124	
防犯グループ	273,326	658,000	385,674	移譲:180,382
防災グループ	206,014	387,000	180,986	移譲: 50,877
環境グループ	815,035	1,035,000	219,965	
広報部	487,355	500,000	12,645	
企画部（食育）	253,607	248,000	-5,607	
教養部	473,000	473,000	0	
公民館活動後継事業	528,705	563,000	34,295	
多文化共生事業	0	41,000	41,000	
公園管理	1,697,530	1,990,000	292,470	移譲:1,697,530
事業運営費	2,738,191	2,000,000	-738,191	予算枠:457,161 移譲 50,000
プラザ管理費	5,373,862	5,373,862	0	
小計	15,581,710	16,309,862	728,152	
予算枠事業	8,078,000	8,078,000	0	
移譲事業	2,129,848	2,858,000	728,162	
委託事業	5,373,862	5,373,862	0	
予備費	925,523	1,500,000	574,477	
当期繰越金	1,954,411	422,594	-1,531,817	
合計	18,461,644	1,8232,456	-229,188	

予備費＜フリースペース付帯費用＞

予備費	実績	見積値	備考
撤去・処分・清掃	17,228	33,176	シルバー人材センター
撤去・処分・清掃	36,905	50,000	エイデン吉浜店
モニターカメラ（2基）	79,980	121,786	エイデン吉浜店
掲示板（玄関）	124,300	161,627	山口工芸
小計	258,413		

予備費＜設備改善他＞

予備費	実績	見積値	備考
スチール物置	58,086	58,620	DCM カーマ高浜店
非常口脱出口（2F）	33,000	47,300	ダイアサ
排煙窓修理（1F）	60,500	150,700	伊藤工務店
冷蔵庫（2F）	146,180	146,180	エイデン吉浜店
道路側デッキ補修	339,094	372,548	
その他	30,250		
小計	667,110		
合計	925,523		

積立金＜フリースペース改修費用＞

積立金	実績	見積値	備考
フリースペース改修	3,822,209	3,958,700	(株)シンカ
マグネットボード	117,700	42,500	山口工芸
合計	3,939,909		

＜繰越金処分案＞

繰越金の内、1,000,000 円を積立金に組み込む

＜積立金＞

	前残	受入	払出	当残	備考
設備等補修用	4,233,912	1,000,026	3,939,909	1,294,029	
防災備品用	2,221,578	0		2,221,578	
合計	6,455,490	1,000,026	3,939,909	3,515,607	

*金額も少なくなったので、来年度は用途はそのままだが、一括管理とする（3,515,607 円）

監査報告書

令和5年度の吉浜まちづくり協議会について、監査を実施しました。
その結果、関係証憑・会計台帳・預金通帳等について、いずれも適切に処理されていることを認め、ここに報告します。

令和6年4月2日

監事	<u>杉浦政憲</u>
監事	<u>野久山 照二</u>

理事

No.	役職	氏名	備考	区分
1	会長	横井 光義	小池町 前吉浜公民館館長	再任
2	副会長	内藤 充	屋敷町 元屋敷町町内会会長	-
3	理事	内藤 尚仁	小池町 子どもG/夏イベントGリーダー	-
4	理事	加藤 康二	小池町 高齢者いきがいGリーダー よしまち	-
5	理事	村瀬 修	屋敷町 伝統文化Gリーダー	-
6	理事	杉浦 茂樹	呉竹町 防犯Gリーダー	-
7	理事	内藤 恭	八幡町 防災Gリーダー	-
8	理事	杉浦 恵意	呉竹町 環境Gリーダー	新任
9	理事	神谷 和夫	屋敷町 広報Gリーダー	新任
10	理事	前川 勉	八幡町 食育Gリーダー 地域計画推進リーダー	再任
11	理事	鈴木 啓悟	呉竹町 教養Gリーダー	新任

12	理事	石橋 勝治	八幡町 吉浜音頭保存会会長 よしまち	再任
13	理事	柘植 栄子	八幡町 前八幡町新田町町内会会長	-
14	理事	内藤 皓嗣	八幡町 人形小路の会会長 よしまち	再任
15	理事	内藤 里美	八幡町 吉浜地区民生委員 よしまち	新任
16	理事	内藤 俊宏	八幡町 吉浜小学校PTA会長 よしまち	新任
17	理事	村瀬 稔	八幡町 環境Gサブリーダー	-
18	理事	村松 輝一	八幡町 前広報Gリーダー 文化協会会長	-
19	理事	村瀬 俊一	小池町 小池町町内会会長 よしまち	新任
20	理事	岩井 伸江	屋敷町 前屋敷町町内会会長	-
21	理事	加藤 浩干	屋敷町 屋敷町町内会会長 よしまち	新任
22	理事	都築 陽子	屋敷町 吉浜赤十字奉仕団 よしまち	新任
23	理事	神谷 定幸	呉竹町 前呉竹町町内会会長	-
24	理事	鈴木 勝彦	呉竹町 広報Gメンバー	新任
25	理事	鈴木 貞利	呉竹町 元呉竹町町内会会長 シルバー人材センタ会長	-
26	理事	山田 義光	呉竹町 呉竹町町内会会長 よしまち	新任
27	理事	岡田 透	芳川町 芳川町町内会会長 よしまち	-
28	理事	尾崎 稔彦	芳川町 渡し場かもめ会会長 よしまち	再任
29	理事	神谷 正巳	芳川町 細工人形保存会会長 よしまち	-
30	理事	中嶋 義一	芳川町 芳川いきいきクラブ	-
31	理事	中村 豊	芳川町 前芳川町町内会会長	-
32	理事	鈴木 剛	[屋敷町] 高浜市吉浜小学校校長 よしまち	再任
33	理事	本多 みちよ	[屋敷町] 高浜市立吉浜小学校教頭	-
34	理事	安井 久雄	[屋敷町] JA吉浜支店支店長 (よしまち)	新任
35	理事	新名 佑太郎	[屋敷町] 消防団第三分団団長 (よしまち)	新任
36	理事	鵜芦 由未子	[芳川町] 安立荘施設長 (よしまち)	-

37	理事	三牧 秀和	[湯山町] 高浜市立高浜中学校校長 (よしまち)	-
38	理事		吉浜地区健康づくり推進委員代表 よしまち	新任

監事

No.	役職	氏名	備考	区分
1	監事	内藤 正彦	屋敷町	新任
2	監事	村瀬 由夫	屋敷町	新任

(注) 新任・再任の表示のある方が、今回の要承認役員です

「-」は、理事二年目の方で、継続となります

よしまちは、よしまち運営委員会のメンバー、(よしまち)は、同準メンバーを示します

退任理事・監事

No.	役職	氏名	備考
1	会長	都築 正治	屋敷町
2	理事	阿部 泰三	八幡町
3	理事	川澄 鈔夫	八幡町
4	理事	坂本 幹江	八幡町
5	理事	水野 義則	八幡町
6	理事	山根 宏昭	八幡町
7	理事	加藤 芳昭	小池町
8	理事	鈴木 英嗣	小池町
9	理事	田中 眞	小池町
10	理事	内藤 博忠	小池町
11	理事	辻口 一代	屋敷町
12	理事	浅岡 律子	屋敷町
13	理事	野々山 知久	屋敷町
14	理事	野々山 康隆	屋敷町
15	理事	村瀬 由夫	屋敷町
16	理事	神谷 友利	呉竹町
17	理事	鈴木 康博	呉竹町
18	理事	中川 等	呉竹町
19	理事	野々山 徳雄	呉竹町
20	理事	深尾 睦世	芳川町
21	理事	谷 広行	[屋敷町]
22	理事	中根 智崇	[屋敷町]
23	監事	野々山 照二	呉竹町
24	監事	杉浦 政憲	芳川町

< 参考 >

事務局

No.	役職	氏名	備考
1	会長	横井 光義	小池町
2	副会長	内藤 充	屋敷町
3	事務局長	内藤 皓嗣	八幡町 人形小路の会会長
4	副事務局長	下村 政明	呉竹町 防火責任者
5	書記	深尾 睦世	芳川町
6	広報	神谷 和夫	屋敷町
7	地域計画	前川 勉	八幡町 地域計画推進リーダー
8	町内会代表	岡田 透	芳川町 芳川町町内会会長

地域計画推進事務局

No.	役職	氏名	備考
1	リーダー	前川 勉	八幡町
2	事務局	神谷 和夫	屋敷町
3	事務局	下村 政明	呉竹町
4	事務局	杉浦 茂樹	呉竹町
5	事務局	深尾 睦世	芳川町

事務職員

No.	役職	氏名	備考
1	事務職員	下村 政明	呉竹町 副事務局長
2	事務職員	立川 好子	八幡町 会計
3	事務職員	杉浦 茂樹	呉竹町 防犯 G リーダー
4	事務職員	前川 勉	八幡町 食育 G リーダー
5	事務職員	内藤 克彦	八幡町
6	事務職員	村瀬 稔	八幡町
7	事務職員	古橋 三男	小池町
8	事務職員	石川 勝児	屋敷町
9	事務職員	幸前 志津子	八幡町
10	事務職員	山下 文子	八幡町
11	事務職員	板倉 久美子	呉竹町
12	事務職員	塚本 貴子	論地町
13	事務職員	中川 早苗	神明町 （～24／6）

吉浜まちづくり協議会 事業=会計 体系					予算額	決算額	差額					
総事業／ （収入総額）	市関係事業（市民予算枠事業・移譲事業・委託事業）	款/(ABC)	項	目・節	事業項・目・(節)							
			こどもG	1	1	あいさつ・声掛け活動	¥	55,000	¥	-		
				1	2	吉浜小学校通学路確認	¥	1,000	¥	-		
				1	3	夏休み子ども講座	¥	77,000	¥	-		
				¥	165,000	1	4	地域のことを知ろう	¥	3,000	¥	-
				¥	-	1	5	みんなで子どものことを考える	¥	6,000	¥	-
					1	6	子どものやってみたいと思うことを考える	¥	23,000	¥	-	
			高齢者G	2	1.1	深めあいⅠ(ウォーキング)	¥	50,000	¥	-		
				2	1.2	深めあいⅡ(井戸端会議)	¥	110,000	¥	-		
				¥	210,000	2	1.3	深めあいⅢ(グランドゴルフ)	¥	14,000	¥	-
				¥	-	2	2	お互いじゃんネット	¥	36,000	¥	-
					2	3	整体指導講座	¥	-	¥	-	
			伝統文化G	3	1	菊一本でまちづくり	¥	705,000	¥	-		
				3	2	こども菊人形づくり	¥	1,039,000	¥	-		
				¥	2,300,000	3	3	伝統の菊でアート	¥	184,000	¥	-
				¥	-	3	4	本格菊人形づくり	¥	193,000	¥	-
				¥	-	3	5	こども細工人形づくり	¥	139,000	¥	-
					3	6	人形文化記録及び啓発	¥	40,000	¥	-	
			防犯G	4	1.1	こっこパトロール(徒歩パトロール)	¥	27,000	¥	-		
				4	1.2	こっこパトロール(犯罪のない町づくり)	¥	50,000	¥	-		
				4	1.3	小学校幼・保稚園パトロール	¥	4,000	¥	-		
				4	1.4	防犯教室7、交通教室他	¥	52,000	¥	-		
				4	1.5	青パト乗車体験会	¥	35,000	¥	-		
				4	1.6	赤色回転灯	¥	27,000	¥	-		
				¥	305,000	4	1.7	イベント開催時警戒	¥	7,000	¥	-
				¥	-	4	1.8	こども110番の旗の設置	¥	93,000	¥	-
					4	1.9	小学校通学路確認	¥	10,000	¥	-	
			防災G	5	1	無線機取扱と交信訓練	¥	5,000				
				5	2	避難所開設訓練事業	¥	21,000	¥	-		
				¥	306,000	5	3	災害応急応急戸の整備	¥	160,000	¥	-
				¥	-	5	4	防災食講習会事業	¥	56,000	¥	-
					5	5	地区版防災マニュアルの普及	¥	55,000	¥	-	
					5	6	吉小総合学習への協力	¥	8,000			
					5	7	防災備蓄倉庫、避難所備品倉庫の管理	¥	1,000	¥	-	
			環境G	6	1	道路清掃	¥	100,000	¥	-		
				¥	822,000	6	2	公園・道路美化	¥	545,000	¥	-
				¥	-	6	3	自然との共生	¥	65,000	¥	-
					6	4	キザえもん	¥	112,000	¥	-	
			広報G	7	1	広報よしまちネット発行	¥	145,000	¥	-		
				¥	375,000	7	2	インターネット管理	¥	128,000	¥	-
¥	-	7		3	パネル展示	¥	62,000	¥	-			
¥	-	7		4	映像管理事業	¥	20,000	¥	-			
¥	-	7		6	伝統文化広報	¥	20,000	¥	-			
食育G	8	1	食育事業一式	¥	322,000	¥	-					
	¥	322,000	8	2	(ふれあい食育活動)	¥	-	¥	-			
		8	4	(野菜知識の習得)	¥	-	¥	-				
敬養G	9	1	各種講座開設	¥	360,000	¥	-					
	¥	458,000	9	2	幼児教育	¥	98,000	¥	-			
	¥	-			参加費・材料費会計は別	¥	-	¥	-			
夏イベントG	10	1	夏まつり事業	¥	465,000	¥	-					
	¥	603,000	10	2	スポーツふれあい事業	¥	134,000	¥	-			
	¥	-	10	3	七夕会事業	¥	4,000					
		事業運営費	11	1	役職謝礼 15人×2万	¥	300,000	¥	-			
		事務局	11	2	会議費	¥	20,000	¥	-			
	¥	7,412,000	11	3	駐車場賃貸費	¥	840,000	¥	-			
	¥	-	11	4	保険料	¥	303,012	¥	-			
		¥	1,546,000	11	5	燃料費	¥	30,240	¥	-		
		¥	-	11	6	修繕費	¥	10,000	¥	-		
			11	7	自動販売費設置費	¥	42,000	¥	-			
B 移譲事業	高齢者G	2	1.5	健康体操事業	¥	144,000	¥	-				
		¥	164,000	2	3	認知症サポーター養成事業	¥	20,000	¥	-		
		¥	-									
			防犯G	4	3	青パト防犯パトロール事業	¥	532,000	¥	-		
B 移譲事業	防犯G	¥	532,000									
		¥	-									
						¥	-	¥	-			
			防災G	5	1	総合防災訓練事業	¥	139,000	¥	-		
B 移譲事業	¥	835,000	¥	139,000			¥	-				
		¥	-	¥	-			¥	-			
B 移譲事業	事委 C 業託 .	プラザ管理費 (事務局)			管理人賃金	¥	4,057,677	¥	-			
					管理料(修繕費等)	¥	184,449	¥	-			
					通信運搬費(電報)	¥	73,498	¥	-			
					使用料(キャッチ・NHK・コピー・印刷機)	¥	436,497	¥	-			
			委託料(空調・自動扉・警備・清掃・消防他)	¥	660,012	¥	-					
			事務室使用料	¥	51,337	¥	-					
			消耗品費	¥	66,000	¥	-					
			八幡新田町内会	受託事業 (事務局)			きずな会館受付業務	¥	100,000	¥	-	

市民予算枠事業

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、つくっていく」を趣旨に、市民が主役のまちづくりを進めて行くため、地域にとって一番効果的な税の使い方を考え、地域の「どうしよう?」(課題・問題点)を解決し、地域を「こうしたい!」「こうなったらいいな!」(まちづくりに対する想い)を実現するための仕組みとして、権限と財源を行政から地域に移し、「市民予算枠事業交付金」を実施するもので、手法としてまちづくり協議会が中心となり、地域計画を策定し、計画の実現を図るの事業。

[項]子どもの健全育成に関する事業 (事業所管:子どもグループ)

項	目	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
1	1	あいさつ・声掛け活動	毎月5・15・25日 30分間(交差点毎に時間設定)	下記交差点にて立哨 ・八幡社北側・八幡町4丁目・屋敷町・芳川町・吉浜公民館西・吉浜小西側押しボタン信号・幼稚園南入口・吉浜保育園東	校区内の8ヶ所の交差点に立ち、登校する吉浜小児童、高浜中学生の交差点横断中の交通安全を見守り活動
事業予算		55,000円			
1	2	吉浜小学校通学路確認	2月初旬 小学校入学説明会	学区内8つの通学路	4月吉浜小学校に入学する園児を対象に通学中の不安箇所の情報を事前に提供し、親で確認する機会をもっていただく
事業予算		1,000円			
1	3	夏休み子ども講座	7月下旬～8月初旬	ふれあいプラザ	知識、技能を持った地域の方々を講師に各種講座を開催し、児童の自己啓発を図る 予定講座 ・手芸 ・食品サンプル ・手づくり小物 ・木工 ・鬼瓦づくり
事業予算		77,000円			
1	4	地域のことを知ろう	年間	各地域行事実施場所	学区地域行事の情報を児童へ配信して、各行事への参加の促進啓発。
事業予算		3,000円			
1	5	みんなで子どもことを考える	年間	ふれあいプラザ	
事業予算		6,000円			
1	6	子どものやってみたいと思うことを考える	年間	ふれあいプラザ 地域実際の活動場所	
事業予算		23,000円			

[2]高齢者のいきがい創出に関する事業 (事業所管:高齢者グループ)					
項	目-節	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
2	1 -1	深め合い ウォーキング	第2・4土曜日 3月ウォーキング 大会	小池・人形コース 神明・海岸コース他 約40分	毎回40分程度で、コースを変えて 地区内4コースを歩く。参加者は 自生地ホコタッチを登録し、健康 年齢の向上を図る。 年間の締めとして、ウォーキング 大会を開催。
事業予算		50,000円			
2	1 -2	深め合い 井戸端会議	折り紙教室第3水 曜 カラオケ 第2・4 月曜日 グランドゴルフ毎 週木曜	ふれあいプラザ 吉浜公民館 小池グランド	地域の高齢者を対象に、折り紙・ カラオケ・グランドゴルフなどの 活動を実施する。会員相互の交流 を図ると共に、カラオケ発表会・ 折り紙展示・子ども折り紙教室等 を実施し、子どもたちと交流を図 る。
事業予算		110,000円			
2	1 -3	深め合い グランドゴルフ大会	11月23日予定	小池グランド	吉浜地区グランドゴルフ愛好者の 交流の場として、まち協主催のグ ランドゴルフ大会を開催。
事業予算		34,000円			
2	2	お互いじゃんネット	通年	吉浜小学校区	地域福祉の見守りから漏れやすい 高齢者(日中独居者)の見守りと、 高齢者全体の困りごと相談活動を 実施。 高齢者が安心して住めるまちづく りを進める。
事業予算		36,000円			
2	3	整体健康講座	月4回 金曜	ふれあいプラザ	整体師による矯正治療・日常生活 指導を実施
事業予算		0円			

[3]伝統文化の発展に関する事業 (事業所管:伝統文化グループ)					
項	目	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
3	1	菊1本でまちづくり	5月～12月	小池農園 小学校 4幼保園 高浜中学校 一般市民(家庭) 菊花展会場	小菊苗の育成・畑定植育成 園芸委員鉢植え育成 プランター植え育成 花壇定植育成 里親菊育成 菊まつり開催時
事業予算		705,000円	11月展示		
3	2	子ども菊人形づくり	6月～11月	小池農園 小学校菊ガーデン 人形工房 小学校・幼・保園 展示場2か所	人形用小菊栽培 人形用小菊栽培 人形胴殻他製作 展示舞台製作 人形菊付け 菊まつり開催時 展示
事業予算		1039,000円			
3	3	菊アートづくり (人形小路の会共同)	9月～11月	展示会場	1600×1600のキャンパスに菊の切花で絵模様を表現。数点展示。小学生～高校生、一般の参加を募り制作、今年度は、制作過程も観せる展示を予定している。花手水も数点展示
事業予算		184,000円			
3	4	本格菊人形づくり	6月～11月	小池農園 人形工房 1番館	(高浜市の無形文化財にも指定されている)根付き菊による菊人形の制作展示。人形用小菊の栽培を小池農園で行い。人形工房で胴殻制作。1番館似て菊付けをし、菊まつりに展示する。舞台制作も行う。
事業予算		193,000円			
3	5	子ども細工人形づくり	12月第1 土・日 第2 土・日	人形工房 展示は吉浜小学校 1年後2番館 幼・保園は6番館	4年生が菊人形で使用した胴殻を利用し、同じ4年生が同テーマで細工人形として制作する。制作指導を細工人形保存会に依頼。小学校の課外活動として希望者募集して実施。(20名程度) 幼・保育園については、各園にて自由(材料)制作
事業予算		139,000円			
3	6	人形文化記録・啓発	9月～12月	人形工房他	学芸員(伊藤加奈子氏)を迎え、人形制作から展示場制作・展示場状況等を文章と写真で構成するファイル作成とUSBで記録。まつりイベント際に吉浜人形文化について「人形トーク」を開催する。
事業予算		40,000円			

[4]防犯対策に関する事業 (事業所管:防犯グループ)					
項	目	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
4	1	こっこパトロール 住護の日(徒歩パト) 住宅を守るパト	8月を除く 毎月15日・10日	吉浜地区全域	環境美化を兼ねゴミを拾いながら パトロール。侵入盗を防止のため 警官とビラ配布・戸別訪問診断
事業予算		27,000円			
4	2	こっこパトロール 犯罪のないまちづ くり	年間	吉浜地区全域	防犯診断をし実施 防犯の専門性を高める。
4	3	こっこパトロール 小学校・幼・保育園パ トロール	毎月1回	吉浜小学校 4幼・保育園	小学校、幼稚園、保育園の構内及 び周辺のパトロール
事業予算		4,000円			
4	4	みんなで吉浜をマモル ンジャー 防犯教室 交通教室 防犯啓発	年間	ふれあいプラザ 吉浜公民館 小池グランド 小学校周辺 高浜市役所	多くの方が参加する機会に、防犯 や交通安全の講話などを開催 防犯教室 交通教室 防犯啓発
事業予算		52,000円			
4	5	みんなで吉浜をマモル ンジャー 青パト乗車体験会	7月下旬	公民館から15分区域	小学校児童と保護者に、防犯活動 や交通ルールを守ることの大切さ を青パト乗車で体験
事業予算		35,000円			
4	6	みんなで吉浜をマモル ンジャー 赤色回転灯の点灯	年間	吉浜地区全域	各町内会で順番に点灯
事業予算		27,000円			
4	7	みんなで吉浜をマモル ンジャー イベント開催時警戒 活動	イベント開催時	人形小路沿線 丸畑公園	花まつり 夏まつり 菊まつり 雛めぐり
事業予算		7,000円			
4	8	みんなで吉浜をマモル ンジャー 子ども110番の旗 設置	年間	吉浜地区全域	4月に、設置して頂ける家庭を募 集し、旗・ポールを支給し、子ど もたちの目につく場所に設置
事業予算		93,000円			
4	9	110番宅訪問及び 吉浜小学校通学路確 認	年間	吉浜地区全域	子ども110番宅訪問 吉浜小学校通学路確認 (新1年生対応)
事業予算		10,000円			

[5]防災対策に関する事業 (事業所管:防災グループ)					
項	目	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
5	1	無線機取り扱いと交信訓練	6月	ふれあいプラザ他	MCA、トランシーバーの取り扱い方法の習得 交信及び報告内容の確認 トランシーバーの維持管理
事業予算		27,000円			
5	2	避難所開設訓練の実施(移譲事業補完)	9月	吉浜公民館又は吉浜小学校及び周辺	避難者受け入、居場所誘導、避難者数集約、本部伝達、パーティションや段ボールベット等の設営訓練
事業予算		21,000円			
5	3	災害応急井戸の整備、維持管理	10月～11月	呉竹町 芳川町	登録済み井戸に対して、水質の再検査を行い維持管理に努める。不足する災害応急井戸を確保するため、現状の把握と新たな井戸を追加登録する。
事業予算		160,000円			
5	4	防災食講習会	11月	高浜市地域交流施設たかびあ	非常時の食物確保として、食料備蓄の考え方をマスターすると共に、一鍋クッキングの調理を習得する。受講者対象者は、各町内会から推薦概ね40名の受講者を予定。
事業予算		56,000円			
5	5	地区版防災マニュアルの普及	8月、3月	総会 防災訓練説明会	手づくり防災マップの増刷 八幡町新田町 小池町 屋敷町 呉竹町 芳川町
事業予算		55,000円			
5	6	吉浜小学校の総合学習への協力	1月	通学路	吉浜小学校高学年を対象に、地区版防災マニュアルを活用し、危険箇所や地盤の緩い地形、電柱の海拔表示等々を説明しながら下校途中防災学習をする。
事業予算		8,000円			
5	7	防災備蓄倉庫、避難所備品倉庫の管理	8月 2月	吉浜小学校体育館南及び西防災倉庫	チェックシートに基づき、発電機の試運転、町内会やまち協の保管備品、備蓄品をチェックし、また保管状況をの情報交換し、補充備品当の計画を進める。
事業予算		0円			

[6]環境保全の推進に関する事業（事業所管:環境グループ）					
項	節	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
6	1	道路清掃 (愛・パートナーシップ事業)	年1回 10月	県道碧南高浜環状線 /県道名古屋碧南線 及び周辺市道	県道・市道等を地域住民、近隣企業と共同でゴミ拾い、除草する。
事業予算		100,000			
6	2	公園・道路の美化	年間	吉浜小学校区の各公園、吉浜駅前、まち角花壇、通学路沿い等、県道碧南高浜環状線沿い植込み約700m	花壇の里親制度により、地域の住民の協力で約40か所の花壇を管理する、 県道沿いについては、環境グループが中心となり、住民参加を得て活動。作業は月1回。花の植え替え、草取り、水やり等の手入れを行う。
事業予算		545,000円			
6	3	自然との共生 (野鳥観察)	年1回	吉浜堤防道路	野鳥観察を行いながらインストラクターの指導を受け、野鳥の知識と自然とのふれあいを楽しむ。 堤防のゴミ拾いをして、環境美化に努める。
事業予算		65,000円			
6	4	キザえもん 「キザえもん」をキャラクターとして地域を盛り上げる。	年間	吉浜学校区内	射放弓の吉見喜左衛門の紹介、コスプレ衣装、のぼり旗、顔はめパネル等の製作。 環境グループをはじめ、地域を上げて盛り上げる。
事業予算		112,000円			

[7]地域活動等の広報に関する事業（事業所管:広報グループ）					
項	目	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
7	1	広報「よしまちネット」発行	5月 9月 1月	吉浜小学校区全戸配布	よしまちネット発行 第58号・59号・60号 町内会や事業グループの予定や活動報告の情報提供を受け取材し、編集発行して地域住民へ情報発信する。
事業予算		145,000			
7	2	インターネット管理	年間	ふれあいプラザ 関連場所	よしまちネットのホームページの更新 ・ブログの公開 ・Instagramの整備 ・公式Line運営
事業予算		128,000			
7	3	パネル展示	年間	吉浜小学校区他行事 の展示 区内各場所	イベントに合わせ企画展を開催 よしまちテラスに作品展示や情報 掲示
事業予算		62,000			
7	4	映像関連	年間	高浜市内外	まち協や地域の活動をビデオ撮影し、よしまちテラスでのビデオ映写やビデオの貸出しも行う。
事業予算		20,000			
7	5	伝統文化広報	5月	各地	5月に公開する細工人形のリーフを作成し、見学者の資料として配布、高浜市の観光ガイドとしても各地のイベント会場で配布。毎年積み重ね最終的には、細工人形の作品集とする。貴重な資料の保存管理とする。
事業予算		20,000			

[8]食育に関する事業 (事業所管:食育グループ)					
項	目	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
8	1	食育を園児とともに体験	年間 作業は毎週火曜日朝を予定	北部保育園「なかよし農園」	玉ねぎ、ジャガイモ、さつまいも、ニンジン、大根、エンドウ、カブな代表野菜、夏野菜の栽培収穫を園児と共に体験する。 シーズンを通じて、観て、触っての食育を体験する。 各行事へ野菜販売で参加と提供を進める。 各幼保園の行事にメンバーが参加し、ふれあいを深める。 行政を通じて、市の野菜提供に参加する。 参加保育園:北部保育園、吉浜保育園、吉浜幼稚園
事業予算		311,000			
8	2	農園の代表野菜育成向上	5月 10月	碧南 安城	安城農園、碧南種苗店への訪問及び経験者から聞き込みなどによる、野菜育成についての土、肥料、気候、苗、水などに関する知識、ノウハウの習得を行い、野菜育成の効果を上げ、農園活動に反映する。
事業予算		11,000			

[9]幼児教育と各種講座に関する事業（事業所管:教養グループ）					
項	目	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
9	1	講座開設	年間	ふれあいプラザ	趣味の多様化に合わせ、様々な講座を開設し、高齢者の体力維持・認知症予防を図る。参加する人たちに、憩いの場を提供する。 ・さわやか詩広場(参加費) ・はつらつチューブ体操(参加費) ・生け花講座(参加費) ・手芸講座(参加費) ・シャキーンと美姿勢(参加費) ・カンタン料理教室(参加費) ・ゆるゆるトーク ・切手アート ・淑女マーシャン教室 ・囲碁講座 コロナ、インフルエンザ等感染状況を確認しながら、十分注意を払って進める。
事業予算		360,000円	参加費別途		
9	2	幼児教室	年間	ふれあいプラザ	幼児教育を開催してヤングママの意識の向上を図ると共に、子どもの健全な成長の促進を図る。ヤングママたちの、お互いの子育てに対する悩み事やストレス解消の場を提供する。 ・もじかずあそび
事業予算		98,000円	参加費別途		

[10]夏イベントに関する事業 (事業所管:夏イベントグループ)					
項	目	事業名	実施予定日	実施場所	実施内容
10	1	夏まつり	8月	丸畑公園	同時期に開催される屋敷町・呉竹町まつりと連携をとり、夏まつりを開催する。 子ども及び保護者や地域住民の交流の促進を図る。
事業予算		465,000円			
10	2	スポーツふれあい	8月4週目・日曜日	流作グラウンド	スポーツ(ソフトボール)を通じて小学校区の住民のふれあいを図る。
事業予算		134,000円			
10	3	七夕会	7月上旬	各幼・保園	各園で実施される七夕会に、笹竹を提供することで、園児・保護者及び地域住民をまじえた地域交流の促進となる。
事業予算		4,000円			

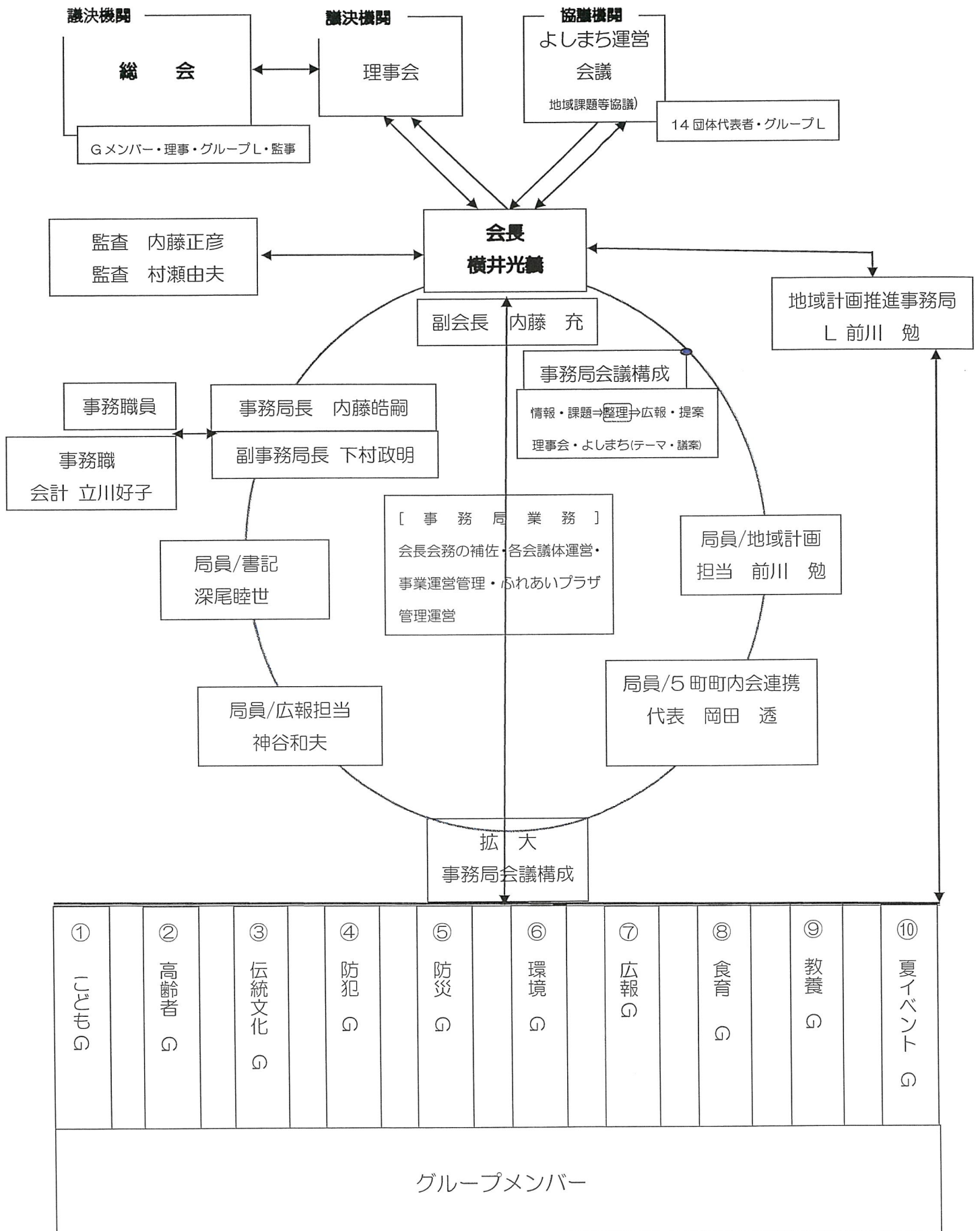
[11]事業運営事業（事業所管:事務局・地域計画推進事務局）				
吉浜まちづくり協議会の事業活動がより円滑に、かつ充実したものになるよう諸会議を通し、取り組む。また地域計画推進管理においても同様に取組み、各グループ間の調整や構成団体との連携を計る。その為、事務作業・事務及び事業管理業務(会計・記録作成等及び管理)。				
項	目	事業項目	概要	内容
11	1	事業運営管理	会長の会務の総括を支える組織として、事務局を組織し、事業管理や事務処理の円滑な運営と、適切な事業管理を図る。	組織構成 会長・副会長・事務局長(事務作業総括)・副事務局長 事務局員(書記、会計、広報担当、地域計画担当、5町内会代表 ※組織運営についての基本条項は、細則第2条に定める。 各種会議運営を担う
11	2	会議運営管理	事務局会議 拡大事務局会議 よしまち運営会議 理事会 総会 地域計画推進会議	月2回開催予定(関係する全て情報の調整・発信・協議) 月1回開催予定(事務局を拡大したもの、グループの活動) 年6回開催予定(地域の課題等協議、地域計画進行管理) 年6回開催(総会議決・報告議題について審議) 通常総会毎年4月開催、臨時総会 通年随時/必要に応じ、よしまち運営会議提案
11	2	役職者手当 管理	役職者に対し、役務手当の支給	規約に基づき、役務手当を支給する。 支給については、細則第1条に定める。
11	3	備品・消耗品購入	事務局運営等事務消耗品・備品購入管理 貸出業務	事務局運営等の事務消耗品・備品購入・管理 備品リスト作成 貸出用備品の貸出管理 まち協、構成団体、その他団体・企業、構成員個人
11	4	軽四トラック管理	まち協事業用 構成団体貸出 その他団体等貸出 市民貸出	各グループの事業活動用 構成団体事業活動用 事業活動用 一般市民(構成員)
11	5	活動保険管理・他	ボランティア保険 軽四トラック保険等 軽四トラック燃料及び修理	車検、税金、強制保険含、任意保険
11	6	賃貸駐車場管理	屋敷町 人形センター北 15+3台 市賃貸駐車場管理 利用管理	

地域内分権推進事業(通称:移譲事業)					
行政が実施していた事業のうち、「地域でやりたいと申請があった事業について 権限・財源を地域に移譲して取り組む事業(事業費の清算は不要)」					
款	目	事業名	所管グループ	事業内容	実施内容
B	1	青パト防犯パトロール	防犯グループ	青パトによる学区内の防犯・交通安全・下校時学童安全及び街宣による啓発活動。 週3回以上の実施	町内会を始め、構成団体及びまち協事業グループが年間を通じて、1週間毎にパトロール受持ち、週に3回実施し実施記録に記入。 防犯グループによる青パトを実施し、実施記録を台帳に記入。
		事業予算	532,000円	車両管理	車両 整備・保険・燃料
B	2	総合防災訓練	5各町内会主管	1次訓練 各町内会	①タオル掛け訓練 ②避難訓練 ③マイ・タイムラインの検討作成 ④(その他の訓練) 初期消火訓練 救護訓練(応急手当 AED) 町内会防災機材訓練 ⑤避難所開設訓練 受付、トイレ、パーティション等 ⑥市防災資材機材訓練 照明器具・発電機の試運転 消防団による放水訓練
		事業予算	139,000円	防災グループ主管 2次訓練 まち協	煙道体験
B	3	健康体操	高齢者グループ	介護予防事業として、高齢者を対象とした健康体操を行う。	ストレッチを主体とした体操実施により、硬くなった筋肉をほぐしながら歪をただし、健康な体にもどす。 週1回開催
		事業予算	144,000円		
B	4	認知症サポーター養成	高齢者グループ	認知症サポーター養成講座の開催 (年5回程度)	行政キャラバンメイトと協力し、小学校3年生児童に紙芝居等を通して、わかりやすい認知症出前教育を実施。小さい時から認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを養成する。 一般(団体・グループ)への出張講座の実施
		事業予算	20,000円		

ふれあいプラザ管理委託事業（事業所管 事務局）				
ふれあいプラザは、施設の設置目的として、市民相互の連帯感及び住民自治の向上を図るとともに、高齢者、障がい者、子どもたちをはじめとする全ての市民が、地域における支えあいの下で、安らぎのあるこころ豊かな地域共生社会を構築することとしている。 その目的を達成するためには、地域住民等の活力を積極的に活用した管理・運営を行うことが適切で、吉浜ふれあいプラザは、吉浜小学校区における地域内分権の推進の担い手である吉浜まちづくり協議会の拠点施設となることから、プラザの施設管理を吉浜まちづくり協議会に委託する。				
款		事業項目	概要	備考
C	1	貸館受付・関連業務 人事管理	貸室 スペース1・2・3・4 フリースペース(よしまちテラス) 職員配置、シフト管理、職務、賃金管理	事務職員 採用については、事務局会議で行政と調整を取りつつ、協議決定する。 基本、ふれあいプラザの維持管理業務・受付業務等とするが、状況により、まち協事業運営に関する事務作業もその役務とする。但し、グループの事務については、範囲外とする。
	2	施設管理	会館施設の維持清掃管理 鉄骨造2階建て 延べ面積307.93㎡ 外部デッキテラス	
	3	通信設備活用管理	電話(0566-52-1101) キャッチ 受診契約・Wi-Fi NHK受診契約	
	4	事務機器管理	複合機(リース契約/)・使用管理 印刷機(リース契約/)・使用管理 その他機器(市より貸与/リスト別紙)・使用管理	
	5	設備機器管理	空調設備機器清掃 シルバー人材 自動扉 保守無 総合警備ALSOK委託契約 定期清掃委託 年2回シルバー人材 消防設備保守点検委託 浄化槽点検委託 エレベーター保守点検委託契約 事務室管理	
	6	事務等消耗品購入管理		
全事業予算		55,294,700		

吉浜まちづくり協議会 運営関係図

2024/3/26



収入の部	令和6年4月1日～令和7年3月31日	単位:円
------	--------------------	------

[交付金収入]

款	事業項目	(A) 令6年度予算	(B) 令5年度予算	(A-B) 差額	備考
A	市民予算枠事業 交付金	7,286,000	8,078,000	-792,000	市民予算枠備考欄参照
B	移譲事業交付金	835,000	2,858,000	-2,023,000	移譲事業備考欄参照 公園管理移譲返上
C	委託事業委託料	5,529,470	5,373,862	155,608	事務職「最賃」引上げ
D	ふるさと応援交付 金	1,000		1,000	予備費に編入
交付金ABC収入 計		13,650,470	16,309,862	-2,659,392	

[交付金外収入](ABCD以外)

	項 目	(A) 令6年度予算	(B) 令5年度予算	(A-B) 差額	備考
	前年度繰越金	954,411	1,901,594	-947,183	
	雑収入	1,000	21,000	-20,000	受取利息、車両及び備 品貸出料、他
	その他の収入	100,000	0	100,000	受付事務代行(きずな絆 会館)
交付金外収入 計		1,055,411	1,922,594	-867,183	今年度予備費に編入

交付金収入・交付金外収入 収入合計	14,705,881	18,232,456	-3,526,575	
----------------------	------------	------------	------------	--

- ※1 市民予算枠事業予算はグループ内で流用できる。
- ※2 市民予算枠事業については、提案書に記載されていない項目で支出する場合は、事前に事務局長に問合せること。(流用する場合には一定の理由を要する)
- ※3 市民予算枠事業交付金の残金については、返却分を市と協議し返却する。
- ※4 参加費を徴収する事業等の入金の収支については、グループ内で会計処理・管理する。
- ※5 移譲事業の事業執行後の収支残金及びふるさと応援交付金及び雑収入・その他の収入は全て次年度繰越分として扱い、その内訳は状況に応じ「積立金」及び「次年度繰越金」のいずれか又は双方に分けて繰入又は繰越する。・この処理については、総会の議決事項に含む。
- ※6 前年度繰越金は、当年度において予備費に編入する。

(規約第46条2項に基づく)		積立金	単位:円
(令和5年度末) 残高	金額	備考	
	3,515,607		
※ 積立金の目的は、同条2項1号・2号の「設備等補修」「防災備品」、他に使用するものとし、使用についての手続きは、規約第50条に基づく。			

支出の部	令和6年4月1日～令和7年3月31日	単位:円
------	--------------------	------

[A市民予算枠事業]

項	所管事業グループ	(A) 令6年度予算	(B) 令5年度予算	(A-B) 差額	備考
1	子どもグループ	165,000	287,000	-122,000	防犯Gへ事業1部移管
2	高齢者グループ	210,000	203,000	7,000	
3	伝統文化グループ	2,300,000	2,275,000	25,000	
4	防犯グループ	305,000	205,000	100,000	子どもGより事業1部移管
5	防災グループ	306,000	248,000	58,000	
6	環境グループ	822,000	1,035,000	-213,000	クリーン大作戦を1回にする
7	広報グループ	375,000	500,000	-125,000	アーカイブ事業を行政へ移管
8	食育グループ	322,000	248,000	74,000	高齢者Gのふれあい農園事業吸収他
9	教養グループ	458,000	473,000	-15,000	
10	夏イベントグループ	603,000	563,000	40,000	ソフトボール審判依頼
11	事業運営費(事務局)	1,420,000	2,000,000	-580,000	プラザ北Gを行政へ移管
	多文化共生事業		41,000	-	ゴミ問題についてのテーマは一応終了。
	(A) 合 計	7,286,000	8,078,000	-792,000	

[B 移譲事業]

款	目	事業名	(A) 令6年度予算	(B) 令5年度予算	(A-B) 差額	事業所管
B	1	青パト防犯パトロール事業	532,000	453,000	79,000	防犯グループ
B	2	総合防災訓練事業	139,000	139,000	0	防災グループ
B	3	健康体操事業	144,000	144,000	0	高齢者グループ
B	4	認知症サポーター養成事業	20,000	20,000	0	高齢者グループ
		公園管理事業		1,990,000		高齢者グループ 6年度より取止
		ふれあい福祉農園		62,000		高齢者グループ
		スマホ教室		50,000		高齢者グループ 5年度より取止
		(B) 合 計	835,000	2,858,000	-2,023,000	

[C 委託事業] 事業所管: 事務局

款	事業名	(A) 令6年度予算	(B) 令5年度予算	(A-B) 差額	備 考
C	ふれあいプラザ管理委託事業	5,529,470	5,373,862	155,608	
	(C) 合 計	5,529,470	5,373,862	155,608	事務職「最賃」引上げ

[予備費]

		(A) 令6年度予算	(B) 令5年度予算	(A-B) 差額	備考
	(前年度繰越金-D) 予備費	1,056,411	1,922,594	-866,183	支出については、規約第49条の2及び第26条による

款	総合計	(A) 令6年度予算	(B) 令5年度予算	(A-B) 差額	備考
A,B,C	市民予算枠事業 移譲事業 委託事業	13,650,470	16,309,862	-2,659,392	
	A,B,C+D予備費	14,706,881	18,232,456	-3,525,575	

改正前		改正後
前文		
高浜市では高浜 自治基本条例(平成23年4月1日施行)において、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取りながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な基礎自治体・高浜市の確立を目指すこととしています。		高浜市では高浜市自治基本条例(平成23年4月1日施行)において、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取りながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な基礎自治体・高浜市の確立を目指すこととしています。
高浜 自治基本条例第17条2項では、「まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。」と規定しており、またまちづくり協議会の認定要件や活動については、高浜市まちづくり協議会条例(平成27年12月26日施行)に定めているところであります。		高浜市自治基本条例第17条2項では、「まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。」と規定しており、またまちづくり協議会の認定要件や活動については、高浜市まちづくり協議会条例(平成27年4月1日施行)に定めているところであります。
条項	条文	条項
第1章 総則		第1章 総則
(名称)		
第1条	この会は、吉浜まちづくり協議会(以下「協議会」という)と称する。	この会は、吉浜まちづくり協議会(以下「協議会」という)と称する。
(事務所)		
第2条	協議会の事務所は、吉浜ふれあいプラザ(高浜市屋敷町二丁目3番地15)内に置く。	協議会の事務所は、吉浜ふれあいプラザ(高浜市屋敷町二丁目3番地15)内に置く。
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業
(目的)		(目的)
第3条	協議会は、「子どもたちには未来を！高齢者にはいきがいを！家庭には笑顔を！地域には絆を！」の理念のもと、吉浜小学校区内の住民及び各種団体が連帯感と自治意識を持ち、地域の問題解決に努力し、安心・安全で活気のある魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。	協議会は、「子どもたちには未来を！高齢者にはいきがいを！家庭には笑顔を！地域には絆を！」の理念のもと、吉浜小学校区内の住民及び各種団体が連帯感と自治意識を持ち、地域の問題解決に努力し、安心・安全で活気のある魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)		(事業)
第4条	協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 子どもの健全育成に関する事業 (2) 高齢者の生きがいに関する事業 (3) 伝統文化の発展に関する事業 (4) 防犯対策に関する事業 (5) 防災対策に関する事業 (6) 環境保全の推進に関する事業 (7) 協議会の活動等の広報に関する事業 (8) 食育に関する事業 (9) 幼児教育と各種講座に関する事業 (10) 夏イベントに関する事業 (11) 多文化共生に関する事業 (12) 吉浜ふれあいプラザの維持・管理に関する事業 (13) 地域計画に関する事項 (14) その他協議会の目的の達成のために必要な事業	協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 子どもの健全育成に関する事業 (2) 高齢者の生きがいに関する事業 (3) 伝統文化の発展に関する事業 (4) 防犯対策に関する事業 (5) 防災対策に関する事業 (6) 環境保全の推進に関する事業 (7) 協議会の活動等の広報に関する事業 (8) 食育に関する事業 (9) 幼児教育と各種講座に関する事業 (10) 夏イベントに関する事業 (11) 多文化共生に関する事業 (12) 吉浜ふれあいプラザの維持・管理に関する事業 (13) 地域計画に関する事項 (14) その他協議会の目的の達成のために必要な事業
(事業運営組織)		(事業運営組織)
第5条	第3条の事業目的に沿って、第4条各号に掲げる事業を実施するために、必要に応じ事業グループ等を設け活動を行う。	第3条の目的に沿って、前条各号に掲げる事業を実施するために、事業グループ等を設ける。
		高浜市まちづくり協議会条例第5条4項に基づき、地域計画を策定する場合には、地域計画策定委員会を設ける。また、計画を事業化及び進捗管理するために、地域計画推進委員会を設ける。
2	第3条第8号の吉浜ふれあいプラザの維持・管理及び協議会の円滑な運営と事務処理のために事務局を設ける。	前条第12号の吉浜ふれあいプラザの維持・管理及び協議会の円滑な運営と事務処理のために事務局を設ける。
	第3章 構成員	第3章 構成員
(構成員の種別)		(構成員の種別)
第6条	協議会の構成員は、次の通りとする。 (1) 吉浜小学校区在住・在勤・在学のすべての市民。 (2) 吉浜地区ゆかりの方で、会長がその活動を認めるもの。	協議会の構成員は、次の通りとする。 (1) 吉浜小学校区在住・在勤・在学のすべての市民。 (2) 吉浜地区ゆかりの方で、会長がその活動を認めるもの。

2	前項に定める構成員のうち、協議会の活動に賛同し、担い手となる人たちを以下のように区分する。 (1)グループ・メンバー 各グループ等のいずれかに属し、事業の企画・運営に参加する個人 (2)フレンドリー・メンバー 協議会の主旨に賛同し、各事業グループ等が実施する個別の事業に協力・参加する個人。 (3)協力団体・企業 事業に直接・間接的に協力する団体・企業	2	前項に定める構成員のうち、協議会の活動に賛同し、担い手となる人たちを以下のように区分する。 (1)グループメンバー 各グループ等のいずれか、または複数に属し、事業の企画・運営に参加する個人 (2)フレンドリーメンバー 協議会の趣旨に賛同し、各事業グループ等が実施する個別の事業に協力・参加する個人 (3)協力団体・企業 事業に直接・間接に協力する団体・企業
(グループ・メンバーの権利)		(グループメンバーの権利)	
第7条	グループ・メンバーは、協議会の開催する総会における議決権を持つ。	第7条	グループメンバーは、協議会の開催する総会における議決権を有する。
(グループメンバーの権利の喪失)	グループ・メンバーが次のいずれかに該当するときは、総会における議決権を喪失する (1)本人が、死亡或いは重篤な疾病等、なんらかの事由により、議決権を行使できないとき。 (2)本人が、第6条1項各号の要件を満たさなくなったとき。 (3)本人に、宗教活動・個別営業活動当において、協議会の理念に反する行為あったとき。(4)暴力団員又はその関係者であることが分かったとき。	(グループメンバーの権利の喪失)	削除
(グループメンバーの構成)		(グループメンバーの構成)	
第9条	総会における公平性を維持するため、吉浜小学校区内の八幡町新田町・小池町・屋敷町・呉竹町・芳川町の五つ(六つ)の町で均等に構成されることに努める。	第8条	総会における公平性を維持するため、吉浜小学校区内の八幡町新田町・小池町・屋敷町・呉竹町・芳川町の五つ(六つ)の町で均等に構成されることに努める。
	第4章 役員等		第4章 役員等
(役員の構成及び定数)		(役員の構成及び定数)	
第10条	協議会に次の役員を置く。 (1)理事30名以上60名以内 (2)監事若干名	第9条	協議会に次の役員を置く。 (1)理事60名以内 (2)監事若干名

2	理事の中から次の役職を設ける。 (1)会長 1 名 (2)副会長若干名 (3)グループ・リーダー(各事業グループに1名)	2	理事の中から次の役職を設ける。 (1)会長 1 名 (2)副会長若干名 (3)グループリーダー(各事業グループに1名)及びサブリーダー
(選任等)		(選任等)	
第11条	理事及び監事は、協議会に参加、協力する団体の長或いはそれに準ずる人、及び各グループのリーダー若しくはサブリーダー、及びその他協議会のグループメンバー等から総会において選任する。	第10条	理事は、協議会の構成団体（理事欄に示す）の長或いはそれに準ずる人と各グループリーダーに加え、グループメンバー、理事経験者、その他協議会の目的達成に必要と認める者の中から総会において選任する。
2	会長及び副会長は、理事の中から総会で選任する。	2	会長及び副会長は、理事の中から総会で選任する。
3	監事は、理事及び協議会の事務局員を兼ねることができない。	3	監事は、グループメンバー、理事経験者の中から総会で選任する。
4	会長以外の役職者が欠員となった場合は、必要に応じ、会長が代行者を指名し役員会で承認することができる。	4	会長以外の役職者が欠員となった場合は、必要に応じ、会長が代行者を指名し理事会で承認することができる。
(職務)		(職務)	
第12条	会長は、協議会を代表して会務を総括する。	第11条	会長は、協議会を代表して会務を総括する。
2	副会長は、会長を補佐し、会長が事故あったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。	2	副会長は会長を補佐し、会長が事故あったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3	理事は、役員会を構成し、この規約の定め並びに総会及び役員会に議決に基づき、協議会の会務を執行する。	3	理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の会務を執行する。
4	監事は協議会の会務の執行及び会計を監査する。	4	監事は協議会の会務の執行及び会計を監査する。
(任期等)		(任期等)	
第13条	役員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。	第12条	役員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
2	不慮の事故等により、会務の執行が難しくなった役員の補充により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者の残余期間とする。	2	任期中欠員となった際の後任の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者の残余期間とする。
3	役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が総会又は役員会で承認されるまでは、その職務を行わなければならない。	3	役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が総会又は理事会で承認されるまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)			
第14条	役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決を経て解任すること ができる。		
(1)	心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。		
(2)	職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。		
の 2	前項の規定により解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任を議決するための役員会において弁明の機会を与えることができる。		
(報酬等)		(謝礼等)	
第15条	役員は、無報酬とする。	第13条	役員には、役職に合わせた謝礼を支給する。支給内容については、第57条の規定により細則で定める。
2	役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。	2	役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3	前項に関し必要な事項は、会長が提案し、役員会で承認を得る。	3	その他前項に関し必要な事項は、会長が提案し、理事会に諮る。
(顧問)		(顧問)	
第16条	協議会に顧問を置くことができる。	第14条	協議会に顧問を置くことができる。
2	顧問は若干名とし、有識者のうちから、会長が委嘱し役員会に報告する。	2	顧問は若干名とし、有識者のうちから、会長が委嘱し理事会に報告する。
3	顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。	3	顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。
(事業グループ)		(事業グループ)	
第17条	事業グループは、グループ・リーダーの招集によりグループ会議を開催し、所掌する事業の企画・運営を行う。	第15条	事業グループは、グループ・リーダーの招集によりグループ会議を開催し、所掌する事業の企画・運営を行う。
2	グループ・メンバーは、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。		
3	グループ・リーダーの選出は、メンバーの中から互選によって推薦し、総会において承認する。	2	グループ・リーダーの選出は、メンバーの中から互選によって推薦し、総会において承認する。
4	必要に応じてサブリーダーを置くことができる。その選任はグループ・リーダーの指名に基づきグループで決定する。	3	必要に応じてサブリーダーを置くことができる。その選任はグループ・リーダーの指名に基づきグループで決定する。
		4	事業グループは、次年度事業に向け市民予算算料事業の提案書を策定し、所定の様式で会長に提出する。年度終了時には事業報告書を所定の様式で提出する。

削除

(事務局)		(事務局)	
第18条	事務局には、事務局長その他の事務局員を置く。	第16条	事務局には、事務局長その他の事務局員を置く。
2	事務局長及び事務局員は、会長が指名し、よしまち運営会議で承認する。	2	事務局長及び事務局員は、会長が指名し、 理事会に報告する
3	事務局の組織運営に関する必要事項は、会長が起案しよしまち運営会議が承認する。	3	事務局の組織運営に関する事項は、第57条の規定により細則で定める。
4	吉浜ふりあいプラザの維持・管理に関しては、会長・副会長と事務局長及び事務局員からなる事務局会議で決定するが、影響の大きな問題に関しては、よしまち運営会議の承認を得るものとする。	4	吉浜ふりあいプラザの維持・管理に関しては、会長・副会長と事務局長及び事務局員からなる事務局会議で決定する。利用者に大きく影響がある場合は、 理事会に諮る。
5	グループ・メンバー及び理事の名簿等は、事務局で管理する。但しグループ・メンバーに関しては役員会に報告する。	5	グループメンバー及び理事の名簿及び活動報告は、事務局で保管する。但し グループメンバー に関しては 理事会 に報告する。
6	事業グループに横断的に係るものや、各事業グループで実施することが難しい事業の実施にあたっては、事務局内に新たに部を創設することができる。	6	月に1回程度、会長の招集により事務局会議のメンバーに グループリーダー を加え、拡大事務局会議を開催し協議会内のコミュニケーションを図り、問題点の把握及び解決に努める。
7	月に1回程度、会長の招集により事務局会議のメンバーにグループ・リーダーを加え、拡大事務局会議を開催し協議会内のコミュニケーションを図り、問題点の把握及び解決に努める。	7	事業グループに横断的に係るものや、各事業グループで実施することが難しい事業の実施にあたっては、拡大事務局会議に諮る。
	第5章 総会		第5章 総会
(総会の種別)			(総会の種別)
第19条	総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。	第17条	総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
(構成)			(構成)
第20条	総会は、グループ・メンバーをもって構成する。	第18条	総会は、 グループメンバー をもって構成する。
(機能)			(機能)
第21条	総会は、次の事項について議決する。	第19条	総会は、次の事項について議決する。
	(1) 規約の変更		(1) 事業計画及び収支予算
	(2) 協議会の解散		(2) 事業報告及び収支決算
	(3) 事業計画及び収支予算		(3) 役員の選出及び役職の選任(退任については報告)

	(4) 事業報告及び収支決算		(4) 地域計画に関すること(策定・変更・必要に応じ進捗状況)
	(5) 地域計画		(5) 規約改正等
	(6) 役員の選任又は解任及びグループ・メンバーの除名		(6) 協議会の解散
	(7) その他協議会運営に関する重要事項		(7) その他協議会運営に関する重要事項(第7章に係る事項、他)
	(招集)		(招集)
第22条	総会は、会長が招集する。	第20条	総会は、会長が招集する。
2	会長は、次条2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。	2	会長は、次条2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3	総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。	3	総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の20日前までに通知しなければならない。
	(開催)		(開催)
第23条	通常総会は、毎年1回開催する。	第21条	通常総会は、毎年1回開催する。
2	臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。	2	臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
2-(1)	役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。	2-(1)	理事会が必要と認め、会長に開催を請求をしたとき
2-(2)	グループ・メンバー総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。	2-(2)	グループ・メンバー総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3	緊急事態に対応する処置として、やむを得ない場合は、書面での開催に代えることができる。	3	関係者を招集して開催出来ないと判断された場合の処置として、書面での審議に代えることができる。開催方法等の判断は、事務局会議に判断を委ね、関係者に通知する。
	(議長)		(議長)
第24条	総会の議長は、その総会において出席したグループ・メンバーの中から選出する。	第22条	総会の議長は、その総会において出席したグループ・メンバーの中から選出する。
	(定足数)		(定足数)
第25条	総会は、グループ・メンバー総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。但し、委任状提出者も出席したものとみなすことができる。	第23条	総会は、グループ・メンバー総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。但し、委任状提出者も出席したものとみなすことができる。
	(議決)		(議決)
第26条	総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。	第24条	総会における議決事項は、第20条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。
2	総会の議決は、この規約で別に定める場合を除き、出席したグループ・メンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。	2	総会の議決は、この規約で別に定める場合を除き、出席したグループ・メンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(議決権等)		(議決権等)
第27条	やむを得ない理由のため総会に出席できないグループ・メンバーは、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決に参加することができる。	やむを得ない理由のため総会に出席できないグループ・メンバーは、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決に参加することができる。
2	前項の規定により議決の意志を表明したグループ・メンバーは、第25条、前条第2項、次条第1項第2号、第55条及び第56条第2項の規定においても、総会に出席したものととして扱う。	2 前項の規定により議決の意志を表明したグループ・メンバーは、第25条、前条第2項、次条第1項第2号、第55条及び第56条第2項の規定においても、総会に出席したものととして扱う。
		(専決事項)
		第26条 総会で決すべき事項のうち軽微な予算の編成及び執行に関することで、緊急を要するため総会を招集するいとまがないときは、会長が専決することができる。
		2 前項で議決した事項は、次の総会で承認を得なければ、以後その効力を失う。
		(議事録)
第28条	総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。	第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)	日時及び場所	(1) 日時及び場所
(2)	グループ・メンバー総数及び出席者(書面出席者・委託出席者がある場合は、その数を付記すること)	(2) グループ・メンバー総数及び出席者(書面出席者・委託出席者がある場合は、その数を付記すること)
(3)	審議事項	(3) 審議事項
(4)	議事の過程の概要及び議決の結果	(4) 議事の過程の概要及び議決の結果
(5)	議事録署名人の選任に関する事項	(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。	2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
3	総会資料・総会議事録などは、構成員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。	3 総会資料・総会議事録などは、構成員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。
	第6章 役員会	第6章 役員会
(役員会の種別)		
第29条	役員会は理事会とよしまち運営会議の2種とする。	第28条 役員会は理事会とよしまち運営会議の2種とする。
1、理事会		1、理事会
(出席者)		(出席者)
第30条	理事会の出席者は、理事・監事・顧問・事務局員とする。	第29条 理事会の構成は、理事とする。但し、顧問・監事・事務局員も出席できるものとする。
(機能)		(機能)
第31条	理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。	第30条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)	総会に付議すべき事項	(1) 総会に付議すべき事項
(2)	総会の議決した事項の執行に関する事項	(2) 8 / 総会の議決した事項の執行に関する事項

(招集)		(招集)	
第32条	理事会は会長が招集する。	第31条	理事会は会長が招集する。
2	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。	2	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも開催日の14日前までに通知しなければならない。
(開催)		(開催)	
第33条	理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、概ね5回を目処とする。	第32条	理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、概ね5回を目処とする。
(1)	会長が必要と認め、招集を請求したとき	(1)	会長が必要と認め、招集を請求したとき
(2)	理事総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき	(2)	理事総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
2	緊急事態に対応する処置として、やむを得ない場合は書面での開催に代えることができる。	2	関係者を招集して開催出来ないと判断された場合の処置として、書面での審議に代えることができる。開催方法等の判断は、事務局会議に判断を委ね、関係者に通知する。
(議長)		(議長)	
第34条	理事会の議長は、会長或いは会長が指名したものが、その任にあたる。	第33条	理事会の議長は、会長或いは会長が指名したものが、その任にあたる。
(定足数)			
第35条	理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない	第34条	理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。 但し、委任状提出者も出席したものとみなすことができる。
(議決)		(議決)	
第36条	理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。	第35条	理事会における議決事項は、 第31条 第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2	理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、理事可否同数のときは、議長の決するところによる。	2	理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、理事可否同数のときは、議長の決するところによる。
(議決権等)		(議決権等)	
第37条	やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって賛否の意思表示をすることができる。	第36条	やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって賛否の意思表示をすることができる。
2	前条の規定により表決した理事は、第35条、前条第2項、次条第1項第2号の規定については、理事会に出席したものとみなす。	2	前項の規定により表決した理事は、前条第2項、次条第1項第2号の規定については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)		(議事録)
第38条	理事会の議事については、協議事項があった場合、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。	理事会開催に当たっては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)	日時及び場所	(1) 日時及び場所
(2)	理事総数及び出席者数及び出席者氏名	(2) 会議構成理事総数、委任状を含む出席理事数及び出席者全員の氏名
(3)	審議事項	(3) 審議事項、協議事項、他
(4)	議事の過程の概要及び議決の結果	(4) 議事の過程の概要及び議決の結果
(5)	議事録署名人の選任に関する事項	(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
3	議事録は、構成員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。	議事録は、構成員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。
2、よしまち運営会議		2、よしまち運営会議
(出席者)		(出席者)
第39条	よしまち運営会議の出席者は、理事の内別に定める各団体の代表者とグループリーダー及び監事等事務局とする。	よしまち運営会議の構成は、理事の内、別に定めるまち協構成団体の代表者とグループリーダーとする。但し、会長が指名する者も出席し、意見を述べる事が出来る。
(機能)		(機能)
第40条	よしまち運営会議は、次事項について協議及び議決する。	よしまち運営会議は、次の事項について協議及び議決する。
(1)	総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	(1) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(2)	会長が用意した議題の他、出席者から提案があった事項	(2) 会長が用意した議題の他、出席者から提案があった事項
(3)	地域計画の進捗管理に関する事項	(3) 地域計画の進捗管理に関する事項
(4)	吉浜地区の課題に関する事項	(4) 吉浜地区の課題に関する事項
2	必要に応じ、課題解決のための委員会を設置することができる。	2 必要に応じ、課題解決のための委員会を設置することができる。
(招集)		(招集)
第41条	よしまち運営会議は、会長が招集する。	よしまち運営会議は、会長が招集する。
(開催)		(開催)
第42条	よしまち運営会議は、会長が必要と認め、招集の請求をしたときに開催する。	よしまち運営会議は、会長が必要と認め、招集の請求をしたときに開催する。

2	緊急事態に対応する処置として、やむを得ない場合は書面での開催に代えることができる。	2	関係者を招集して開催出来ないと判断された場合の処置として、書面での審議に代えることができる。開催方法等の判断は、事務局会議に判断を委ね、関係者に通知する。
(議長)		(議長)	
第43条	よしまち運営会議の議長は、会長或いは会長が指名したものが、その任にあたる。	第42条	よしまち運営会議の議長は、会長或いは会長が指名したものが、その任にあたる。
(定足数)		(定足数)	
第44条	よしまち運営会議は、会議メンバー理事の過半数の出席で成立する。	第43条	よしまち運営会議は、構成理事の過半数の出席で成立する。
(議決)		(議決)	
第45条	よしまち運営会議の議事は、会議メンバー理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。	第44条	よしまち運営会議の議決事項は、構成理事の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、会長の決すところによる。
2	賛成者が、出席理事の過半数に達しても、会議メンバー理事の過半数に満たない場合は、次回の会議の議題として改めて議決を行う。	2	提案された議事は、必要に応じ継続協議とすることができる。
3	よしまち運営会議の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。	3	よしまち運営会議の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
(議事録)		(議事録)	
第46条	よしまち運営会議の議事については、協議事項があった場合、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。	第45条	よしまち運営会議の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)	日時及び場所	(1)	日時及び場所
(2)	会議メンバー理事総数、出席者数及び出席者氏名	(2)	会議構成理事総数、出席構成理事数及び出席者全員の氏名
(3)	審議事項	(3)	審議事項、協議事項、他
(4)	議事の過程の概要及び議決の結果	(4)	議事の過程の概要及び議決の結果
2	議事録は、会員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。	2	議事録は、構成員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。
	第7章 資産及び会計		第7章 資産及び会計
(資産の構成)		(資産の構成)	
第47条	協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。	第46条	協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1)	寄付金品	(1)	寄付金品
(2)	財産から生じる収入	(2)	財産から生じる収入
(3)	事業に伴う収入	(3)	事業に伴う収入
(4)	第53条に掲げる物品	(4)	第52条に掲げる物品
(5)	その他の収入	(5)	その他の収入

2	前項に定めるもののほか、次に掲げる事業に充てるための積立金を設置すること ができる。	2	前項に定めるもののほか、次に掲げる事業に充てるための積立金を設置すること ができる。
(1)	設備補修・改善及び備品の整備等に資する事業	(1)	設備補修・改善及び備品の整備等に資する事業
(2)	防災備品等の整備に資する事業	(2)	防災備品等の整備に資する事業
(事業計画及び予算)		(事業計画及び予算)	
第48条	協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し総会の議決を経なければならぬ。	第47条	協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会に提案する。
(補正予算の策定)		(補正予算の策定)	
第49条	予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、補正予算を策定し、よしまち運営会議の承認を得なければならない。	第48条	年度途中において、予算外の事由が生じた場合は、補正予算を策定し、理事会の承認を得て執行できるものとする。
(予備費の設定及び使用)		(予備費の設定及び使用)	
第50条	予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算に予備費を設けることができる。	第49条	予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算に予備費を設けることができる。
2	予備費を使用するときは、よしまち運営会議の承認を必要とし、その内容を総会で報告しなければならない。	2	予備費を使用するときは、 理事会に諮り承認を得なければならない。 但し、1件の金額が10万円未満の場合は、事務局会議に諮り執行することができる。
(積立金の使用)		(積立金の使用)	
第51条	予算議決後に第47条2項各号に掲げる積立金を取り崩し使用する場合は、よしまち運営会議の承認を必要とし、総会に報告しなければならない。	第50条	年度途中において、 第46条2項各号に掲げる積立金を取り崩し使用する場合は、理事会の承認を得なければならない。
(事業報告及び決算)		(事業報告及び決算)	
第52条	協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。	第51条	協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、 総会に提出する。
2	決算上剰余金を生じた場合ときは、次年度に繰り越すものとする。	2	決算上剰余金を生じた場合ときは、次年度に繰り越すものとする。
(資産状況の報告)		(資産状況の報告)	
第53条	取得価格が10万円を超える物品については総会資料に掲載するものとする。	第52条	取得価格が10万円以上の物品については総会資料に掲載するものとする。
(事業年度)		(事業年度)	
第54条	協議会は、毎年4月1日から翌年3月31日を事業年度とする。	第53条	協議会は、毎年4月1日から翌年3月31日を事業年度とする。

	第8章 規約の変更及び解散等		第8章 規約の変更及び解散等
(規約の変更)	(規約の変更)		
第55条	この規約は、総会に出席したグループ・メンバーの総数の4分の3以上の承認を得なければならない。	第54条	この規約は、総会に出席したグループ・メンバーの総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
(解散)		(解散)	
第56条	協議会は、総会の議決に基づいて解散することができる。	第55条	協議会は、総会の議決に基づいて解散することができる。
2	前項の規定により解散する場合は、グループ・メンバー総数の4分の3以上の承認を得なければならない。	2	前項の規定により解散する場合は、グループ・メンバー総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
(残余財産の帰属)		(残余財産の帰属)	
第57条	協議会が解散したとき残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。	第56条	協議会が解散したとき残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。
(細則)		(細則)	
第58条	この規約の施行について必要な細則は、会長がこれを定め、役員会で必要に応じ承認を得るものとする。	第57条	この規約の施行について必要な細則は、会長がこれを定め、理事会で必要に応じ承認を得るものとする。
附則		附則	
(施行期日)		(施行期日)	
	この規約は、協議会の成立の日から施行する。		この規約は、協議会の成立の日から施行する。
附則	この規約は、平成20年4月24日から施行する。	附則	この規約は、平成20年4月24日から施行する。
附則	この規約は、平成22年5月15日から施行する。	附則	この規約は、平成22年5月15日から施行する。
附則	この規約は、平成23年5月15日から施行する。	附則	この規約は、平成23年5月15日から施行する。
附則	この規約は、平成27年4月23日から施行する。	附則	この規約は、平成27年4月23日から施行する。
附則	この規約は、平成28年4月26日から施行する。	附則	この規約は、平成28年4月26日から施行する。
附則	この規約は、令和4年 4月26日から施行する。	附則	この規約は、令和4年 4月26日から施行する。
		附則	この規約は、令和6年 4月30日から施行する。

		細 則
		規約第13条に係る細則
		(役職者及び事務局員の役職謝礼)
	第1条	会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計・書記・担当局員は、 年額2万円とする。
	2	各グループリーダーは、年額2万円とする。
	3	謝礼は、四半期ごとにその4分の1の金額を支給するものとし、年度途中で役職等を失った場合、在職期間に応じて支給するものとする。
	4	支給額については、役職が重複する場合は、手当が多い方を適応する。但し、会長が認めた場合は、その限りではない(各役職共)。その他の役職についても、会長が事由をもって認めた場合は支給できる。その場合理事会において報告する。
		規約第16条3項に係る細則
		(事務局の組織運営に関する必要事項)
	第2条	事務局会議の構成は、会長、副会長、事務局長及び会長により指名された事務局員で構成する。事務局長及び事務局員は各役務を執行し、会長の会務の総括の補助機関としての機能を果たす。
	2	会議は、毎週1回又は必要に応じて2回とし、会長が招集する。
	3	事務局は、協議会の事業活動及び苦渋ふれあいプラザの運営管理を図る。
	4	事務局は、前項の執行にあたり、行政当局と連携、調整を密にする。
	5	事務局会議の議題等については、会長と事務局長とで協議する。
	6	拡大事務局会議、よしまち運営会議、理事会、総会に提出する議案、議題、報告、依頼事項については、関係者・グループ・機関・団体より受理又は要請し、事務局会議に諮る。
	7	その他要請又は依頼された事項については、事務局会議で協議し、対応する。

吉浜まちづくり協議会資産目録

設備名	数量	設置場所	管理部署
ビニール・ハウス	1	小池農園	伝統文化 G
備品倉庫	1	安心安全 ST	環境 G
防災倉庫	2	吉浜小学校	防災 G
組立式リアカー	1	防災倉庫（吉浜小学校）	防災 G
発電機	1	ふれあいプラザ	防災 G
収納庫	1	第三分団横	環境 G
日よけスペース	1	なかよし農園	食育 G
土嚢置き場	1	ふれあいプラザ南	事務局
冷蔵庫	1	ふれあいプラザ	事務局
掲示板	1	ふれあいプラザ（玄関）	事務局
マグネットボード	1	フリースペース	事務局
パソコン	3	事務室	事務局
テレビ（モニター）	2	ふれあいプラザ	事務局
軽トラック	1	駐車場（安心安全 ST 東）	事務局

（2024. 3. 31 現在）

吉浜まちづくり協議会 参加・協力団体及び法人

八幡町・新田町町内会

小池町町内会

屋敷町町内会

呉竹町町内会

芳川町町内会

八幡クラブ

小池クラブ

屋敷クラブ

呉竹クラブ

芳川いきいきクラブ

人形小路の会

細工人形保存会

渡し場かもめ会

吉浜小学校

吉浜小学校PTA

吉浜地区民生委員

吉浜健康推進委員

吉浜赤十字奉仕団

吉浜音頭保存会

吉浜幼稚園

吉浜保育園

吉浜北部保育園

吉浜さんさん保育園

高浜中学校

高浜市消防団第三分団

安立荘

JAあいち中央吉浜支店

交通指導員の会

吉浜射放弓保存会

イビデン（株）

エヌティーツール（株）

刈谷紙器（株）

（株）シンダイ

（株）スズキゴム

スミヤ精機（株）

高浜工業（株）

（株）デンソープレスティック

トヨタ車体精工（株）

橋本電機工業（株）

日本ペイント・

オートモーティブコーティングス（株）

（株）フコク

（株）横井鉄工

（株）吉浜人形

（株）豊田自動織機 （誠美寮）

（2024. 3. 31現在）

未決定項目追加修正依頼

第3号議案 令和6年度 役員（案）

未決定でした「吉浜地区健康づくり推進委員代表」が、
決定しましたので追記願います。

（3－2ページ 2行目 38番）

呉竹町 森下直美 さん です。

誤り修正依頼

本文中に誤りがありましたので、修正をお願いします。

（正） （誤）

次 第（第3号議案）	令和6年度 役員（案）	令和5年度 役員(案)
3-2（9行目）	よしまち運営会議	よしまち運営委員会
4-10（8行目）	さわやか歌広場	さわやか詩広場
4-12（11 項2目）	役職謝礼	役職手当
付 表（裏表紙）	トヨタ紡織精工（株）	トヨタ車体精工（株）

